

平成30年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成30年3月28日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 本 間 正 江	
	委 員 名 島 啓 太		
欠席委員	委 員 渡 辺 敦 子		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長		
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	12号	東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	13号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	14号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	15号	幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正	承認
5	16号	指導主事の旅費支給規程の一部改正	承認
6	17号	学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	承認
7	18号	東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則	承認
8	19号	東京都北区立図書館処務規程の一部改正	承認
9	20号	東京都北区立児童館処務規程の一部改正	承認
10	21号	東京都北区立保育所処務規程の一部改正	承認
11	22号	東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程の一部改正	承認
12	23号	東京都北区育ち愛ほっと館処務規程の一部改正	承認

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1 3	2 4 号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	承認
1 4	2 5 号	東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	承認
1 5	2 6 号	東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件	承認
追加日程 1	2 7 号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
追加日程 2	2 8 号	東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
追加日程 3	2 9 号	東京都北区教育総合相談センター条例施行規則	承認
追加日程 4	3 0 号	東京都北区教育総合相談センター処務規則	承認
追加日程 5	3 1 号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
追加日程 6	3 2 号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	承認
追加日程 7	3 3 号	東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正	承認
追加日程 8	3 4 号	東京都北区立教育相談所相談員設置等に関する規則を廃止する規則	承認
追加日程 9	3 5 号	東京都北区就学相談員設置等に関する規則を廃止する規則	承認
追加日程 1 0	3 6 号	東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
追加日程 1 1	3 7 号	東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
1 6	2 3 号	北区政策提案協働事業「プログラミング教育の啓発事業」について	了承
1 7	2 4 号	北区政策提案協働事業「北区子どもの多様な育ちを支える地域連携事業」について	了承
1 8	2 5 号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第3回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成30年3月28日(水) 13:30

- 清正教育長 それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
日程第1、第12号議案、「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。
- 学校支援課長 教育長
- 清正教育長 学校支援課長
- 学校支援課長 第12号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。
2枚おめくりいただき、3ページ、説明をごらんください。
東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。
区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償につきましては、東京都の基準に準じて実施しておりますので、今回改正する様式変更も東京都と同じ様式にするためのものでございます。
1枚おめくりいただきまして、4ページ、5ページをごらんください。新旧対照表でございます。左、5ページが現行の様式、右側4ページが改正後の様式になります。
具体的な変更箇所ですが、右側の改正後の様式で述べますと、上段の所属長の招聘のところの右側、扶養親族加算額の内訳のところ、特定経験年数、特定期間にあるも等の表記を加えまして、2段に分けた形となります。
1枚お戻りいただきまして、3ページ、付則でございます。この規則は、平成30年4月1日から施行するものでございます。
説明は以上になります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
- 清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)
- 清正教育長 ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)
- 清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に日程第2、第13号議案、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」から日程第6、第17号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」までを一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第13号議案から第17号議案までご説明いたします。

初めに、第13号議案、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただき、説明欄をごらんください。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、勤勉手当に関する規則について、改正を行うため、規則案を提出させていただくものでございます。

恐れ入りますが、別添の第13号議案参考資料をごらんください。

1の改正理由です。平成29年特別区人事委員会勧告を踏まえた「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が昨年の北区議会第4回定例会において、12月4日に議決され、同日公布されました。この条例改正に基づき、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正が必要となりました。

続いて、2の改正内容です。勤勉手当1回当たりの支給月数を変更し、昨年12月の条例及び規則改正による勤勉手当の年間支給月数の増分を6月期と12月期に案分するものでございます。

3の勤勉手当支給月数の変化でございますが、具体的に一般職員を例にご説明いたしますと、まず昨年12月の条例及び規則改正により、1回あたりの支給月数を0.1月分引き上げ、1.0月分としました。これにより、平成29年6月支給分0.9月分と合わせて、人事委員会勧告どおり年間1.9月分を支給しております。

しかし、このまま1回当たりの支給月数を1.0月分とすると、年間で2.0月分支給することになってしまうため、今回の規則改正で年間支給月数が1.9月分となるよう、昨年12月に引き上げた0.1月分を0.05月分ずつ6月期と12月期に案分し、1回当たりの支給月数を0.95月分に変更いたします。

管理職員についても同様に、1.2月分を1.15月分に、再任用の一般職については、0.475月分を0.45月分に、再任用の管理職員については、0.575月分を0.55月分にそれぞれ変更いたします。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてのご説明は以上となります。

続きまして、第14号議案、「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開きいただき、説明欄をごらんください。幼稚園教育職員の初任給調整号数の廃止に伴い、規定整備を行うため、この規則案を提出

させていただきます。

議案書をさらに2枚おめくりいただき、7ページをごらんください。現行では、別表第2の下線部分にありますように、初任給調整号数と申しまして、採用日以降の最初の昇給日における昇給の号給数に初任給調整号数を加算し、調整する措置を行うというものがございます。

この初任給調整号数は、特別区人事委員会から廃止を含めた見直しの意向が示されていること、国、東京都及び全ての政令市において、同様の調整措置は行われていないことなどを踏まえ、平成30年4月1日から廃止されます。これに伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正についてのご説明は以上となります。

次に、第15号議案、「幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正」及び第16号議案、「指導主事の旅費支給規程の一部改正」について、ご説明いたします。

恐れ入ります、第15号議案を1枚おめくりいただき、1ページの説明欄をごらんください。行政系人事制度改正に伴う規定整備を行うため、訓令案をご提出させていただくものでございます。第16号議案につきましても同様でございますので、合わせてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、別添の第15号、第16号議案参考資料をごらんください。

1の改正理由です。平成29年特別区人事委員会勧告を踏まえた行政系人事制度改正に伴う職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が北区議会第1回定例会において、3月5日に議決され、公布されました。今回の行政系人事制度改正により、現行1から8級職までの職務の級を1から6級職までの6層制に再編いたします。この条例改正に伴い、幼稚園教育職員の旅費支給規程及び指導主事の旅費支給規程についても改正が必要となります。

2の改正内容ですが、お示しのとおり行政系職員の職務の級を8層制から6層制に再編することに伴う改正となっております。

3の実施時期につきましては、行政系人事制度改正の実施時期と同様に平成30年4月1日としております。

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正及び指導主事の旅費支給規程の一部改正の説明は以上となります。

最後になりますが、第17号議案、「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただき、1ページの説明欄をごらんください。育児欠勤の新設に伴う規定整備を行うため、訓令案をご提出させていただくものでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。2ページの改正後の別表第2にありますように、職員の育児と仕事の両立を支援する観点から、引き続き在職した期間が1年未満の非常勤教員や特別支援教室専門員といった一般職、非常勤職員を対象としまして、平成30年4月1日から、新たに育児欠勤が導入されます。これに伴い、出勤簿の表示を追加いたします。なお、育児欠勤の承認期間は原則として、

子が1歳に達する日までとし、育児欠勤中の報酬は無給となります。

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正についての説明は以上となります。

以上、第13号議案から第17号議案までご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。ただいまの5件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは5件の議案に対しまして、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、第13号議案から第17号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

ここで東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。

それでは、追加日程第1、第27号議案、「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題に供します。また、この議案に係る日程第7、第18号議案、「東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則」から日程第12、第23号議案、「東京都北区育ち愛ほっと館処務規程の一部改正」までも一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

それでは、ただいま日程に追加していただきました、第27号議案及び第18号議案から第23号議案まで、一括してご説明をさせていただきます。

これからご説明する議案につきましては、区職員の行政系人事給与制度の見直し及び平成30年度組織改正等に係る規則及び規程の改正となります。

それでは、最初に第27号議案、表紙を2枚おめくりください。2ページをごらんください。説明欄でございます。行政系人事・給与制度の見直し及び組織改正等に伴う規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

行政系人事・給与制度の見直しでございますが、こちらは係長職の負担軽減及び職員が持つ経験や専門性等のさらなる活用を図る観点から設置されます、新たな主査の新設に伴いまして、係長等の職責について、規定整備を行うものでございます。

そして、組織改正でございますが、こちらは教育未来館及び教育相談所の廃止並びに教育総合相談センターの新設に伴う規定整備を行うためのものでございます。

このほか、子ども未来部の分掌事務について、一部見直しを行っており、こちらの規則案を提出するものでございます。

3ページから新旧対照表となっております。改正後が上段で現行が下段ということで、それぞれ変更させていただく部分に傍線を引かせていただいております。

まず、第4条第2項は教育未来館の廃止に伴いまして改正いたします。

第5条第2項は係を置かない課にも新たに主査を置くための改正。

第10条第3項は先ほどご説明いたしました係長等の職責に関する改正。

第11条第1項及び第2項は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の際に条ずれが発生したための改正。

第13条は第4条と同じく教育未来館の廃止に伴い、教育政策課の分掌事務から教育未来館を削るための改正でございます。

そして、1枚おめくりいただきますと、同じ第13条になりますが、教育総合相談センターの新設に伴い、教育指導課のほうから教育相談に関すること、特別支援教育に関すること、特別支援学級に関すること、この3号を削る改正となります。

続きまして、同条の子ども未来部の部では、次世代育成係のほうから第5号を削る改正。

隣、5ページにまいりまして、私立保育園系の第5号の改正となります。

恐れ入ります、2ページにお戻りいただきたいと存じます。

付則でございます。この規則の施行期日は平成30年4月1日からでございます。

続きまして、第18号議案をお取りいただけますでしょうか。東京都北区飛鳥山博物館処務規則の一部を改正する規則でございます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページ、説明欄をごらんください。行政系人事・給与制度の見直し及び組織改正等に伴う規程整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました教育委員会事務局処務規則の一部改正と同様に、行政系人事給与制度の見直しに伴い、係長等の職責に関する規定整備を行う改正文となっております。

先ほどと同内容の改正となりますので、新旧対照表のご説明は省かせていただきまして、説明欄右側の付則でございます。この規則の施行期日は平成30年4月1日からでございます。

続きまして、第19号議案「東京都北区立図書館処務規程の一部改正」、第20号議案「東京都北区立児童館処務規程の一部改正」、第21号議案「東京都北区立保育所処務規程の一部改正」、第22号議案「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程の一部改正」、そして第23号議案「東京都北区育ち愛ほっと館処務規程の一部改正」、こちらにつきましては、先ほど説明いたしました飛鳥山博物館処務規則の

一部を改正する規則と同様に行政系人事給与制度の見直しに伴い、係長等の職責に関する規定整備を行う改正でございます。施行日につきましては、いずれも同様に平成30年4月1日となります。

以上、第27号議案及び第18号議案から第23号議案のご説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。ただいまの7件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。7件の議案に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第18号議案から第23号議案及び第27号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

ここで東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本日の日程に追加します。

それでは、追加日程第2、第28号議案、「東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第28号議案について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、表紙を3枚おめくりいただきまして、議案書4ページ、説明欄をごらんいただきたいと存じます。東京都北区立十条台小学校温水プールにおける障害者及びその介助者の使用料を減免するため、この規則案を提出するものでございます。

本条例案が北区議会第1回定例会で議決されましたことを受けまして、この規則案を提出するものでございます。

隣の5ページの新旧対照表をごらんください。改正後は上段、現行が下段となっております。それぞれ、変更させていただく部分に傍線を引かせていただいております。

上の欄、改正後の欄をごらんいただきたいと存じます。

今回、第10条の次に新たな1条を追加いたしまして、第10条の2として、次の各号に掲げる者の2時間以内大人の使用料を5割減額することができる旨を規定いたします。

恐れ入りますが、6ページをごらんください。

5割減額の対象となる各号に掲げるものとは、第1号が身体障害者福祉法に基づきます、身体障害者手帳を交付された者。第2号では児童福祉法の規定に基づきます、療育手帳または愛の手帳を交付されている者。第3号におきましては、精神保健等の法律に基づきます、精神障害者の手帳を交付されている者。これらの手帳の所持者が5割減額の対象となります。

なお、この使用料の5割減額につきましては、2時間以内の大人に該当する対象者の回数券についても対象となります。

続きまして、第2項ではその介助者を障害者1名につき1名のみ免除することができるという規定でございます。

最後の第3項におきましては、使用料の減免を受けようとする場合には、当該手帳を提示する者とする規定でございます。

恐れ入ります、3ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は平成30年4月1日から施行するものといたします。

以上が第28号議案のご説明となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

ここで東京都北区教育総合相談センター条例施行規則、東京都北区教育総合相談センター処務規則、東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則、東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則、東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正、東京都北区立教育相談所相談員設置等に関する規則を廃止する規則及び東京都北区就学相談員設置等に関する規則を廃止する規則を日程に追加したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。
それでは、追加日程第3、第29号議案、「東京都北区教育総合相談センター条例施行規則」から追加日程第9、第35号議案、「東京都北区就学相談員設置等に関する規則を廃止する規則」までを一括して議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

教育支援担当
課長

教育長

清正教育長

教育支援担当課長

教育支援担当
課長

それでは、追加日程、第29号議案から第35号議案までの7議案につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

これらの議案は、平成30年第1定例会において、昨日議決をいただきました、東京都北区教育総合相談センター条例の制定に伴いまして、関連する規則を新たに制定、一部改正、廃止するものでございます。

まず、第29号議案、「東京都北区教育総合相談センター条例施行規則」についてです。

議案をお開きいただきまして、3ページの説明欄をごらんください。東京都北区立教育相談所、東京都北区教育未来館等の機能を統合しまして、東京都北区教育総合相談センターを設置するため、この規則案を提出するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、第1条でございます。この規則でございますが、センター条例の施行について、必要な事項を定めることを目的といたしまして、センターの運営に係る休館日や教育相談の受付時間、利用者の範囲等の規定を設けるものでございます。

詳しい内容につきましては、条例の説明の際に説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

2ページの中ほど、付則をごらんください。施行期日でございます。この規則は平成30年4月1日から施行いたします。

そのほか、付則第2項では、東京都北区立教育相談所条例施行規則及び東京都北区教育未来館設置条例施行規則、この二つの規則を廃止とさせていただきます。

続きまして、第30号議案、「東京都北区教育総合相談センター処務規則」でございます。

議案をお開きいただきまして、5ページの説明欄をごらんください。東京都北区立教育相談所、東京都北区教育未来館等の機能を統合し、東京都北区教育総合相談センターを設置するため、この規則案を提出するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、第1条をごらんください。この規則はセンターの組織等に関しまして、必要な事項を定めることを目的としています。

第2条の掌理事務でございます。こちらのほうは、1から6までとなっておりますので、ごらんいただければと存じます。

第3条につきましては、教育総合相談センターに所長を置くということで、教育総合相談センターに担当主査及び主査を置くことができる、また、統括指導主事及び指導主事を置くことができるということを規定しています。

その他詳細につきましては、省かせていただきます。

それでは、4ページの後半の付則をごらんください。施行期日でございます。付則第1項のとおり、平成30年4月1日から施行いたします。

付則第2項でございます。東京都北区立教育相談所処務規則及び東京都北区教育未来館処務規則、この二つの規則を廃止させていただきます。

続きまして、31号議案、「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。

議案をお開きいただきまして、4ページの説明欄をごらんください。東京都北区教育総合相談センターの設置並びに東京都北区立教育相談所及び東京都北区教育未来館の廃止に伴う所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

改正内容でございますが、5ページの新旧対照表をごらんください。別表第1及び第2となります。それぞれ変更の部分は下線を引かせていただいております。

教育相談所印を教育総合相談センター印に改正、また教育相談所長印を教育総合相談センター所長印に改正するとともに、教育未来館印及び教育未来館長印を廃止をさせていただきます。公印の変更につきましては、お示しのとおりの方とさせていただきます。

4ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、32号議案、「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」です。

1枚おめくりいただきまして、1ページの説明欄をごらんください。平成30年度組織改正に伴いまして、東京都北区長の事務を補助する職員に補助執行させる補助執行事務を改めるため、この規則案を提出いたします。

2ページの新旧対照表をごらんください。上段が改正後で下段が現行となっております。それぞれ変更の部分は傍線を引かせていただいております。組織改正によりまして、教育未来館の体育館をセンターの体育館として、学校設備等使用条例に位置づけさせていただいたため、スポーツ利用の利用承認等並びに使用料の徴収及び還付に関する事務を補助執行事務として行うため、規定を設けるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、中ほどの付則でございます。施行は平成30年4月1日からでございます。

続きまして、33号議案、「東京都北区教育委員会名札着用に関する規程の一部改正」でございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページの説明欄をごらんください。組織改正に伴う所要の規定整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページの新旧対照表をごらんください。

3ページが現行、2ページが改正後となります。それぞれ変更の部分は下線を引かせていただいております。

1ページにお戻りいただきまして、付則をごらんください。この訓令は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第34号議案、「東京都北区立教育相談所相談員設置等に関する規則を廃止する規則」でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんください。東京都北区教育相談所、東京都北区教育未来館等の機能を統合し、東京都北区教育総合相談センターを設置するため、この規則案を提出いたします。

教育相談所相談員は新たに教育総合相談センターの職員として位置づけられることとなりますので、教育相談所相談員設置等に関する規則については、廃止をさせていただきます。

最初のページのほうにお戻りいただきまして、付則をごらんください。施行は平成30年4月1日でございます。

最後になります、35号議案、「東京都北区就学相談員設置等に関する規則を廃止する規則」です。

1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんください。東京都北区立教育相談所、東京都北区教育未来館等の機能を統合しまして、東京都北区教育総合相談センターを設置するため、この規則案を提出するものでございます。

こちらも教育相談員と同様に、新たに教育総合相談センターの職員として位置づけられますので、こちらの規則は廃止をさせていただきます。

説明欄の右側の付則をごらんください。この規則は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、第29号議案から第35号議案のご説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。ただいまの7件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。7件の議案に対し特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第29号議案から第35号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

ここで、東京都北区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。
それでは、追加日程第10、第36号議案、「東京都北区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・
学校地域連携
担当課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連携
担当課長

それでは、第36号議案について、ご説明を申し上げます。
おめくりいただきまして、9ページでございます。説明欄をお願いいたします。東京都北区教育総合相談センター設置に伴い、関係規定及びその他必要な規定整備を行うため、この規則案を提出するというものでございますが、先ほどと同じように東京都北区総合教育相談センターの条例が議決され、体育館、これを学校設備使用条例のほうに入れると、学校設備等使用条例にしますので、それに伴う文言の修正を行うもの。
それと、ほかの改正ポイントをご説明させていただきますと、学校体育館開放事業を行っていますが、これも学校設備使用条例のほうに一本化しましたので、この手続に関する文言の修正。それと、設備使用料を免除する場合の備品の使用料の免除に関する規定の整備と十条富士見中学校の夜間校庭開放に係る内容の整理の改正を行っているもので、こちらについては以下新旧対照表とあと後半のほう、様式も改正をしているものでございます。改正部分については、後ほどご高覧いただければと存じます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に日程第13、第24号議案、「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

子ども家庭
支援センター
所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭
支援センター
所長

それでは、第24号議案、「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」ご説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきまして、1ページをごらんください。来年度より子ども家庭支援センターでは、児童相談所の開設に関する事務を行うこととなります。そのため、当該事務を教育委員会事務局職員が行うことに伴いまして、区長から教育委員会に委任、補助執行している事務を規定する東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則を改正する必要があるとありまして、協議の申し出がございました。児童相談所に係る事務は、区長の権限に属する事務となりまして、区長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員に補助執行させるためには、ただいまご説明させていただいたように、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、区長と教育委員会とで協議する必要がありということでございます。

それでは3ページ、東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をごらんください。規則の改正内容につきましては、5ページの新旧対照表にございますとおり、恐れ入ります、5ページでございますが、この第3条に児童相談所の開設に関することを加える改正となります。

4ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は平成30年4月1日からの施行となります。以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

清正教育長

ご説明ありがとうございます。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

3ページなのですがすけれども、東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則。これは日付があるのですが、これは空白でよろしいのですか。

子ども家庭

教育長

支援センター 所長	
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支 援センター所 長	恐れ入ります、この日付でございますが規則の公布日となります。これはきょう教育委員会の方でご承認いただきまして、区長のほうにそれをお伝えした後に公布することとなります。現時点では公布されておりませんので、日付は空白となっております。
檜垣委員	公示日が日付になると。
子ども家庭 支援センター 所長	そうです。
檜垣委員	わかりました。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないものと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。 ただいま、第24号議案、「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」が議決されたことに伴いまして、東京都北区子ども家庭支援センター処務規程を改正する必要があります。ここで、東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正についてを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
清正教育長	ご異議ないものと認め、本日の日程に追加させていただきます。 事務局、追加議案の配付をお願いいたします。 (追加議案配付)
清正教育長	それでは、追加日程第11、第37号議案、「東京都北区子ども家庭支援センター処

務規程の一部改正」についてを議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

子ども家庭
支援センター
所長

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター所長

子ども家庭
支援センター
所長

それでは、第37号議案、「東京都北区子ども家庭支援センター処務規程の一部改正」について、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、説明欄をごらんください。行政系人事・給与制度の見直し及び掌理事務の追加に伴う規定整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。

それでは、裏面2ページの新旧対照表をごらんください。第2条でございます。こちら掌理事務になりますが、第10号にただいまご承認いただきました児童相談所の開設に関することということを追加をさせていただきます。

また、第5条第3項につきましては、課務担当主査の担任する事務をセンターに、その下の「特定の事務を処理する」を「専門的な事務等を処理する」に改正するものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、付則でございます。この訓令は平成30年4月1日からの施行となります。

以上ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に日程第14、第25号議案、「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第25号議案について、ご説明をさせていただきます。 こちらにつきましては、教育委員会事務局職員で課長級以上の人事についてでございます。</p> <p>表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。</p> <p>それぞれ、部長級から以下教育委員会の事務局職員課長級以上の人事ということで、お示しをさせていただいております。</p> <p>上段が教育委員会での新たな職、それから氏名、現在の職、備考という内容となっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないものと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。 次に日程第15、第26号議案、「東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件」についてを議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。</p>
飛鳥山博物館長	教育長
清正教育長	飛鳥山博物館長
飛鳥山博物館長	<p>それでは、第26号議案、「東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員を選任する件」について、ご説明いたします。</p> <p>1枚おめくりください。2ページ目最後のほう、説明欄でございます。東京都北区飛鳥山博物館運営協議会委員の任期は2年であり、現委員の任期は平成30年3月31日をもって満了するため、平成30年4月1日以降の委員を選任し、委嘱するものでございます。</p> <p>選任理由の欄をごらんください。東京都北区飛鳥山博物館条例第9条に基づくものです。第9条では、学識経験者、社会教育関係者、学校教育関係者等のうちから委嘱すると。人数は10名以内、任期は2年です。再任を妨げないという規定になってございます。</p>

それに基づきまして、今回公募者を選任いたしました。委員名の欄、冒頭の4名は学識経験者で再任でございます。その次、北区史を考える会、大沢氏も再任です。その後、北区の小学校、中学校並びに都立高校の欄、指名が入ってございません。新年度の新たな発令に基づく役員の体制を待ちまして、ご推薦をいただき、その先生に入ってくださいということになってございます。

以下2名は区民の公募の委員です。なお、今期から来期に対して変わるのが、この王子総合高校から1名の委員を出していただくということで、これまでいなかった高校からの枠を1名ふやささせていただきました。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 参考のためにお聞きしたいのですが、この運営委員会協議会の年間の開催日数ですね、どのくらいになるのでしょうか。

飛鳥山博物館長 教育長

清正教育長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長 例年ですと、年2回の開催です。年度末、ちょうど今年度でいいますと3月に翌年度の事業計画案をお示しして、それぞれ組まれている事業についてのご意見をいただいたりしております。年度の後半につきましては、それまでの実績の中間報告をしながら、また次年度に向けたご意見をいただくと、大体そのパターンでやっております。お願いします。

檜垣委員 ありがとうございます。

清正教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に報告事項に移ります。日程第16、報告第23号、「北区政策提案協働事業「プログラミング教育の啓発事業」について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習・
学校地域連携
課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連携
課長

それでは、報告第23号について、ご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、横書きでございます。北区政策提案協働事業「プログラミング教育の啓発事業」についてということでございます。

この北区政策提案協働事業と申しますのは、地域振興課のほうで実施しておりまして、NPOやボランティア団体と区が地域課題の解決のために共同で事業を行うというものでございます。

要旨のほうに入ります。新学習指導要領におきまして、2020年から小学校におけるプログラミング教育が必修化されることになりましたが、このたび、NPO法人プログラミング教育研究所から、この政策提案協働事業として「北区におけるプログラミング教育の普及」を目的とした提案がございました。内容を精査したところ、教育委員会としての目的に合致するという、そしてまた協働事業選定委員会、これは地域振興課のほうで所管してございます、における審査の結果、協働事業として採択されたので、この事業を実施するものでございます。

2番の事業内容としては、3点ございまして、ボランティアの育成、それからプログラミング教室の開催、それとプログラミングコンテストの開催と三つございます。

まず、1番のボランティアの育成でございますが、プログラミング学習ですね、これはNPO法人の教育研究所のほうで教えるのですが、その指導の補助ということでボランティアをまず募ると。この指導するボランティアにつきましては、特にすごいコンピューターの知識等の扶養ということで、簡単な講習を実施して、そのボランティアにある程度の知識を習得していただくと。で、例えば小学校、中学校、それから文化センター等でこのプログラミング学習をするときに、児童・生徒に補助をしていくというものでございます。

2番目のプログラミング教室の開催、こちらにつきましては、この1番のボランティアを活用して、NPOとともにプログラミング教室を実施していくというものでございます。小中学校におきましては授業や放課後、長期休暇中、文化センターにおきましては土曜・日曜日などに、児童・生徒を対象とした教室を開催します。

3番目のプログラミングコンテストの開催でございます。こちらは小中学生からプロ

プログラミングに関する作品を募り、コンテストを実施していくというものでございます。優秀者を表彰して、その成果を内外に発信することで、学習意欲の向上を図っていくものでございます。

ここで、NPOプログラミング教育研究所がやっている現在の事業ですけれども、実は赤羽文化センターのほうで、このプログラミング教育をもう既に何度か実施しております、大変好評を得ていると。あと、八幡小学校のほうでも夏休みを利用して、既にここも実施をしており、実績があり、評価も得ているというところでございます。

3番のその他でございます。本事業の実施期間は3年間。これは政策提案協働事業の期間が3年間という形になってございます。

それと、東洋大学との連携につきましては、プログラミング教育を実施する際に、学生ボランティアの動員ですとか、プログラミングコンテスト実施時の審査をお願いするということが現在考えているところでございます。

あと、このプログラミング教育を実施するに当たりまして、教える内容ですね、こちらについては、学校の指導内容とずれるということがないように、教育指導課のほうと十分に相談しながらやっていくということで、やっていきます。

あと、この内容につきましては、学校等にもこれから周知を図るとともに、児童館長会、放課後コーディネーター等にも選択肢の一つとしてお話をしてまいります。

4番の今後の予定でございます。30年の3月、この3月ですね、協定書を締結します。4月からボランティアの募集を開始し、5月から学習ボランティアの講習の実施とプログラミング教室の開催を随時実施していくものでございます。翌年1月には、コンテストの開催を予定しております。あと、小学校、中学校につきましては、希望のあるところからやっていくというものでございますので、負担のないように進めてまいればというふうに考えてございます。

説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

ご説明ありがとうございます。このプログラミング教育の平成30年度、まず初年度ですけれども、事業の概要といいますか、規模ですね。どのくらいの人数ですとか、時間数ですとか、計画がありましたら、その辺を教えてくださいたいと思います。

生涯学習・
学校地域連携
課長

教育長

清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	現時点で、まだ小中学校のほうには公式にアナウンスはしておりません。これからという形になります。文化センターのほうでは、毎回20名程度の児童・生徒を募って中央公園文化センター、赤羽文化センター、滝野川文化センターで実施していくということを考えてございます。
清正教育長	ありがとうございます。ほかにかがででしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	担当課が違うとは思いますが、教員への指導というのは、どのような形で考えていらっしゃるのでしょうか。
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	本事業については、教員の方にもこのボランティアという形で入っていただくことも、ある程度想定しておりまして、その中で教員の方にもヒントと申しますか、授業等々で活用できるかどうかについても、検討していただければというふうに考えているところでございます。
清正教育長	補足ありますか。指導課長。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	教育指導課のほうでは、東洋大学との連携のプログラミング教育の推進の方も行う予定でございまして、その中で教員の研修等も30年度は企画をしておりますので、その中でプログラミング教育についての教員側の指導力の向上等については、図ってまいりたいと考えております。
清正教育長	よろしいでしょうか。ほかによろしいですか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただき、次に日程第17、報告第24号、「北区政策提案協働事業「北区子どもの多様な育ちを支える地域連携事業」について」、事務局から説明をお願いします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、報告第24号、「北区政策提案協働事業「北区子どもの多様な育ちを支える地域連携事業」について」ご報告いたします。

 恐れ入りますが、資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。

 1の要旨でございます。地域振興課の政策提案協働事業として選定されました「北区子どもの多様な育ちを支える地域連携事業」につきまして、特定非営利活動法人東京シューレと主管課であります教育指導課、現在の教育支援担当課と協議を進め、平成30年3月に協定書を締結しまして、同事業を実施するものでございます。

 2の事業内容でございますが、お示しの4点でございます。

 1点目は、子どもの多様な育ちを支える地域支援団体等と学習や交流などについて情報交換会を開催いたします。初年度は不登校、フリースクール等（学校以外の学びの場）における支援に特化したテーマとする予定でございます。なお、現場見学会も実施する予定でございます。

 2点目は、子どもの多様な育ちを考えるシンポジウムを開催し、不登校への理解を深め、フリースクール等学校の以外の学び場の重要性についての認知を高めていきます。

 3点目は、情報公開ホームページの開設し、情報交換会の成果をもとに、区民に不登校児童・生徒の支援やフリースクール等の情報を提供してまいります。

 4点目は、ホップ・ステップ・ジャンプ教室におけるプログラム提供でございます。不登校の親の会を月2回程度開催し、同時に不登校児童・生徒のためにフリースペースを開設いたします。また絵画講座や打楽器講座など、ホップ・ステップ・ジャンプ教室に通う児童生徒向けワークショップ型講座も実施をいたします。

 3の今後の予定でございますが、①の情報交換会は7月及び10月ごろに実施の予定です。②のシンポジウムは平成31年2月ごろに実施の予定です。③の情報公開のためのホームページは、平成31年2月までに開設の予定でございます。④のプログラム提供は、6月から平成31年3月にかけて実施をする予定です。

 4のその他といたしまして、本事業の実施期間は3年間でございます。

 以上、ご報告申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>学びの場が広がることは大いに結構だと言うふうに思うのですが、親の会、月2回、割と頻度が高いなというふうなイメージなのですが、具体的にはどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
教育支援担当課長	教育長
清正教育長	教育支援担当課長
教育支援担当課長	<p>不登校の親の会でございますが、6月から2回程度ずつ開催をする予定でございます。第1回目、平日は第4火曜日2時から4時、もう一回は第2木曜日の6時から8時ということで、昼間と夜ということで、それぞれ開催させていただきます。</p> <p>昼間のほうは、ポップ・ステップ・ジャンプ教室のお部屋を使いまして、夜のほうはふれあい館等を使って開催する予定でございます。</p> <p>昼間のほうにつきましては、今度不登校のスクールカウンセラーを配置をいたしますので、スクールカウンセラーが同席をするという形で、夜間のほうは申しわけないんですけど、同席はなしということでございます。親の会と同時にフリースペースを開催いたしまして、子どもたちの居場所となるようなゲームですとか、いろいろなものを置きまして、楽しく過ごせる居場所となるようなことを計画してございます。</p>
清正教育長	よろしいですか。
本間委員	話題はどのような中身を考えていらっしゃるのでしょうか。
教育支援担当課長	教育長
清正教育長	教育支援担当課長
教育支援担当課長	<p>初回は、不登校のお子さんを持つ親御さんに参加をしていただきまして、どのような生活をしてきたのかとか、親としてどういうふうな心構えで子どもを支えてきたのかとか、そういうような親の体験談をまずお話をしてということを考えています。</p> <p>そのほか、こちらの親の会を開催するに当たりまして、学校のほうにチラシを配付させていただいて、学校のほうから必要な方にチラシを配付させていただいて、出席をしていただくというような形でございます。</p>

清正教育長	<p>ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に日程第18、報告第25号、「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第25号、後援・共催事業に関する報告について、ご説明させていただきます。</p> <p>表紙を1枚おめくりください。1ページでございます。今回は名義使用承認報告が2件と、事業実績報告の7件となっております。</p> <p>まず、名義使用承認報告1件目でございます。事業名が「第32回現代日墨展」。主催者が現代日墨画協会。北とぴあ展示ホールを会場に、お示しのとおりの内容で開催されるものでございます。</p> <p>2件目でございます。事業名が「星美学園短期大学日伊総合研究所公開講演会」。主催者が星美学園短期大学日伊総合研究所でございます。星美学園短期大学3階視聴覚教室を会場に、お示しのとおりの内容で実施されるものでございます。</p> <p>2ページ以降は事業実績報告7件となっております。後ほど、ご高覧いただければと存じます。</p> <p>私からは、説明は以上でございます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑または意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。</p> <p>以上で、本日の日程全てを終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、平成30年第3回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。</p>